

42.9.1現在（推計人口）			
	本月	前月比	
人	男	24,785	168増
	女	23,787	103増
	計	48,572	271増
世帯数	16,743	73増	

粕江町広報

第88号 発行 昭和42年10月1日 粕江町役場 (480) 1181 (代)

粕江町役場（夜間専用）
電話 (480) 1188
粕江町水道課事務所
電話 (480) 0201
粕江消防署
電話 (415) 0119

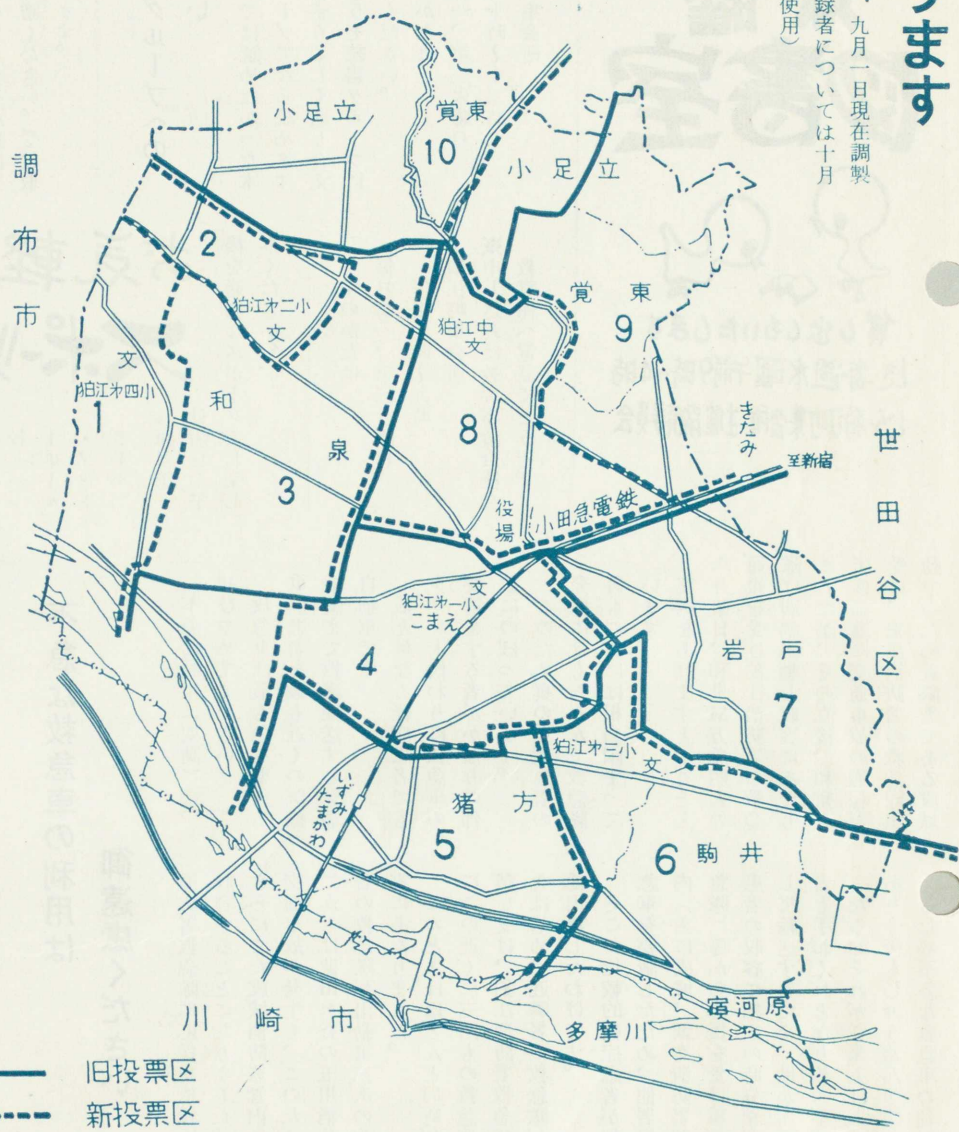
投票区が変わります

九月一日現在調製の追加登録から投票区が今までの八投票区に二投票区増設され、十投票区になります。

それに伴って各投票区が次のとおり変更になりました。
なお、新投票区は九月十日以後に執行される選挙から使用されることになります。

投票区名	新投票区	旧投票区
第一	第八と一の一部	第一
二	二の一部	二
三	三	三
四	四	四
五	五	五
六	六	六
七	七	七
八	七の一部	八
九	七の一部	九
十	七の一部	十

粕江町新投票区全図



「量目の正しい」物と

じょうずなガスの使い方
消費者懇談会のお知らせ

町の消費者なら、どなたでも参加できます。お気軽に、お出かけください。

東京都ではさる九月の初めに町内の業者に対して計量器（はかり）の定期検定を実施しました。検定済みののはかりには検定済証が必ず張ってあります。検定済みののはかりを使って量目を計ったかどうか確かめて、品物を買うよう心がけましょう。検量した品物は家に帰ってから買った数量が正しいかどうか再検してください。もしまちがっていると思われるようなことがあったら封のある物であれば封のまま、封のない物はそのまま早めに購入された店へ申し出てくださいます。もしその店で取り合わないか行くのに気が引けるといようなときはどうすればよいかわからない問題は多いことと思われまます。

なるのは、次の人に限ります。

- (1) 明治四十四年四月一日までに生まれた人に限ります。
- (2) 明治四十四年四月二日以後に生まれた人の場合は、負傷または疾病になる前に定められた年齢に達したとき。

昭和三十六年四月一日以後に夫と死別したことによって受給権者となるのは次の人に限ります。

- (1) 明治四十四年四月一日以前に生まれた人。
- (2) 明治四十四年四月二日以後に生まれた人の場合は、夫と死別する前に定められた保険料を納めていたか、その免除を受けていた人。

以上の受給権があっても、その裁定を受けておかないと年金は受けられません。その裁定手続きは、役場窓口に必要な書類をだすことにより裁定を受けることとなります。なお詳しいことは、福祉課まで御相談ください。

秋の全国交通安全運動

十月二十二日から十月三十一日まで

ことしも例年のとおり全国的に秋の交通安全運動が十月二十二日から三十一日まで行なわれます。

運動者、歩行者は必ず次のことを守りましょう。

- 一 運動者は、必ず決められた速度を守りましょう。
- 二 横断歩行者のいる横断歩道では、必ず一時停止をして歩行者を安全に渡してあげましょう。
- 三 前車が、横断歩道の手前で止まっているとき後車は横断歩行者がいるものと思

つて必ず続いて止まりましょう。

四 横断歩道の手前では、追い越しや追い抜きはやめましょう。

歩行者は

一 近くに横断歩道または歩道橋があるところでは、必ず横断歩道または歩道橋を渡りましょう。

二 横断歩道を渡るときは、手をあげるなどで車に合図をし、車が止まったのを確かめてから渡りましょう。

三 道路へ急に飛び出したりかけ出したりすることはや

めましょう。



手をあげて横断歩道をわたろうよ
東京交通安全協会

福祉年金制度を ご存じですか

福祉年金制度が制定されてから、七年になりますが、今だに福祉年金が受けられることを知らないお年寄りや身体障害者、母子家庭の人も少なくありません。

福祉年金は、国民年金法が施行されたときすでに、高齢であった人、身体障害者であった人、夫と死別して母子の状態であった人および同法が施行された後に、これらの状態になった人で、保険料を納めた期間等が短かった人が受けることができる年金です。

年金を受ける資格（受給権）のある人は、次のとおりです。

- 一 老齢福祉年金
現在七十歳以上の人
- 二 障害福祉年金
自分日常生活の用をするに十分な程度の障害のある人（明治四十四年四月一日までに生まれた人に限ります）は七十歳になったときに、受給権者になります。
- 三 母子福祉年金
二十歳以後に夫と死別した妻が引き続きその夫または妻の子で、中学校卒業前か二十歳未満の重度の障害のある子

状態にある二十歳以上の人。

- 一 二十歳未満で前に述べた障害の状態にある人は二十歳になったときに受給権者になります。
- 二 昭和三十六年四月一日以後に起きた負傷または疾病によって受給権者と

た保険料を納めていたか、その免除を受けていた人。

三 母子福祉年金
二十歳以後に夫と死別した妻が引き続きその夫または妻の子で、中学校卒業前か二十歳未満の重度の障害のある子



昨年の開公式

社会教育団体を中心に

十月二十二日に 伯江一小で

昨春秋に社会教育に関係ある団体の交流の場として開かれた社会教育団体体育祭を、ことしはその家族や他の団体でも希望者があればいっしょに楽しんでもらおうと今実行委員会が楽しいプログラムを組んでいます。なお、一般のかたでも当日飛び入りができますのでどうぞ。

町立学校の運動会

各校の秋の大運動会は、十月にはいると次のとおりいっせに行なわれます。

小学校は一・二・三小が八日
四小は十五日、中学校は一中が十日、二中は一日です。
場所 伯江第一小学校校庭

秋です 本を読みましょ

水曜図書室へどうぞ
気候も良し、読書には絶好のシーズンになりました。水曜図書室では毎週水曜日午前九時から午後四時三十分まで、町民の皆さんに無料で図書の貸し出しを行なっています。

蔵書数はまだわずかですが「頭の体操」「まぼろしの邪馬台国」「華岡青洲の妻」「女と刀」など、最近のベストセラーもはいつています。どうぞ御利用ください。

みんなで楽しく

フォークダンスのつどい

十月二十八日(土)
午後六時半
伯江町集会所
所ホール
今月のうた
「花とおじさん」
どなたもどうぞ

△今月の受贈図書△

「平和は可能である」調布ライオンズクラブ 山田鉦雄様
「私の育てた三人の子」等三冊 鷹取和子様
なお、不要になった本がありましたら、どうぞ水曜図書室に御寄贈ください。受け取りに伺います。

読書グループへの お誘い

ひとりでは読めなかった本、グループでなら読めますし、読後感も楽しく話し合えます。どうぞ読書グループにおはいりください。

▽婦人のかたは
毎月第一、第三火曜日
午前十時～十二時
伯江町集会所

▽青年のかたは
毎月第一、第三火曜日
午後七時～九時
伯江町集会所

※申し込みは教育委員会社会教育係へ電話でどうぞ。

子ども会に贈りもの

劇団ひまわり「天狗の笛」上演

ことしの夏、東京都児童演劇コンクールで選ばれた優秀な劇団を、三多摩や島の子どもたちにも見てもらおうと、都の教育委員会から派遣されました。

町教育委員会では、「みたけ」のおにいさん、おねえさんと協力して、この児童劇団ひまわりの「天狗の笛」を観

十月一日は

『法の日』です

十月一日は、「法の日」です。「法の日」というのは、国をあげて、法を尊び、人権を守り、社会秩序の確立の精神を高めるための日として定められたものです。

動く交番の 御利用を!!

八月三十一日から緊急事務取扱中以外は、パトカーが、動く派出所として交番と同じように、盗難被害届けの受付や地理案内または落とし物、拾得物などのほか貨物自動車の積載制限外の許可取り扱いその他の事務を取り扱うようになりしました。何かお困まりのことがあった場合には遠慮なく手をあげてパトカーを止めるか止まっているパトカーにお申し出ください。

△調布警察署△

不急な救急車の利用は

御遠慮ください

一 不急な利用(要請)は、ぜひやめてください。

救急車は最も急を要する重症患者を最も近くの医療機関まで救護輸送する緊急自動車です。

最近年々軽症患者でもタクシー代わりに救急車の要請をする者がかなりの件数にのぼっています。

このため真の重症患者の発生にはもちろん救急隊員もこれに相当困まっています。

実例をあげますと、ことし八月某日、和泉M方急病人の通報を受け伯江消防署の救急隊は即刻出動し収容にあたりましたが、その直後、和泉A店前道路に交通事故の通報を受け、伯江消防署の救急隊出動中のため近隣署である成城

消防署救急隊に依頼を依頼し収容することになりました。

さらにまた成城消防署管内に交通事故が発生し、このためこんどは世田ヶ谷の玉川消防署の救急隊が出動第三次の収容にあたりました。

このときはほとんど同時刻にこの近くに三回の救急要請を受け、伯江消防署救急隊をはじめ、近隣署の救急隊が総出動したわけです。

そこで比較的軽症患者が救急車を要請したため、他署管内(主に成城、調布消防署救急隊)等から応援を受け重症患者の収容に相当の時間を要して輸送するため、助かる患者も手おくれとなり救命不能となるおそれが増えたとあります。

今後とも救急車の利用のため不急な救急車の利用

(要請)はぜひやめてください。

二 救急車の利用は次のようなときに、局番なし一一九番で通報してください。

一 地震、水災、火災、その他の災害により傷を受け、または疾病にかかった人。

二 交通事故により傷を受けた人。

三 公衆の集合する場所において陣痛等をもよおした人

町内幼稚園児の募集は

十一月一日から

町内の各幼稚園の園児は、次のように募集されます。

一 募集願書配布
十一月一日から
十一月七日から
入園願書受付

二 入園願書受付
十一月七日から

なお、御希望のかたはお近くの幼稚園にお問い合わせてください。

伯江幼稚園 和泉二三七三
電話(四一六)一五一五
いずみ幼稚園 猪方四二九
電話(四八〇)八七五七
みずほ幼稚園 岩戸九五
電話(四八〇)八〇三七
慶徳幼稚園 岩戸一四一二
電話(四一六)〇九三四
こだま幼稚園 和泉四六六
電話(四八〇)〇一二六

予防注射は

必ず受けましょう

今月行なう予防注射は、次のとおりです。該当者および未終了者は接種もれのないよう必ず受けてください。

○百日せきジフテリア混合

第一期は生後三か月から六か月に至る期間に三週間から四週間間隔で、三回行ないます。



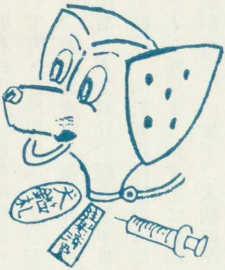
月日曜	種 別	会 場	時 間	対 象 者
2月 2日 火	ジフテリア混合 百日せき混合	第四小学校	午後 一時三十分	第一期 昭和四十二年一月一日、 四十二年六月三十日
3月 3日 火	第一期 一回	第三小学校	午後 一時三十分	第二期未終了者 昭和四十二年七月一日、 四十二年十二月三十一日
4月 4日 水	第二期 一回	第二小学校	午後 二時五十分	第二期未終了者 昭和四十二年七月一日、 四十二年十二月三十一日
5月 5日 木	第二期 一回	狛江集会所	午後 二時五十分	第二期未終了者 昭和四十二年七月一日、 四十二年十二月三十一日
11月 11日 水	インフルエンザ 一回目	第四小学校	午後 一時三十分	生後三か月以上の一般町民
12月 12日 木	インフルエンザ 一回目	第三小学校	午後 一時三十分	
13日 金	インフルエンザ 一回目	第二小学校	午後 二時五十分	
14日 土	インフルエンザ 一回目	第一中学校	午後 二時五十分	
17日 火	インフルエンザ 二回目	第一小学校	午後 一時三十分	
18日 水	インフルエンザ 二回目	第四小学校	午後 一時三十分	
19日 木	インフルエンザ 二回目	第三小学校	午後 二時五十分	
20日 金	インフルエンザ 二回目	第二小学校	午後 二時五十分	
23日 月	ジフテリア混合 百日せき混合	第一小学校	午後 一時三十分	昭和四十二年一月一日、 四十二年六月三十日
24日 火	第一期 一回	第一小学校	午後 二時五十分	第一期未終了者 昭和四十二年七月一日、 四十二年十二月三十一日
30日 月	第二期 一回	第三小学校	午後 一時三十分	
31日 火	第二期 一回	第四小学校	午後 二時五十分	

第二回予防注射を受けましょう

四十二年度の第二回狂犬病予防注射を次のとおり行ないます。必ず受けてください。

月日曜	場 所	時 間
26日 木	三友アパート	第二小学校校庭
27日 金	菅東天理教会	第二小学校校庭
28日 土	駒井消防詰所 岩戸公民館	第二小学校校庭

注意
○時間厳守。○病犬は受付に申し出てください。
○犬は清潔にし首輪をしっかりとつけて来て下さい。
○雨天でも実施します。



★飼い主のかたは次の事項をよく守ってください。

一 毎年一回必ず登録をする
二 毎年二回（春秋）必ず予防注射を受ける。

理由なくこれに違反すると狂犬病予防法により罰せられることがあります。また都条例により犬は昼夜を問わず吠えないで飼うことになっております。これも必ず守り他人に迷惑をかけるようにして犬を飼ってください。

食中毒はこれから

夏が過ぎたからといって安心してはいけません。この季節に多くの食中毒が発生します。

食中毒は、身のまわりを清潔にすれば防げるものなのです。目には見えないが、人が気を付けることによって防げる細菌性食中毒予防の三原則を守って食中毒をしめだしてください。

一 食べものに食中毒菌を付けない。それは……台所や調理場を清潔にし、新鮮で衛生的な材料を仕入れ、調理する人は確実に手洗いを励行しネズミ、ゴキブリハエ等の徹底的駆除、井戸

ミルクの無料支給申請を

次のかたに粉ミルクの無料支給があります。
生活保護世帯、町民税非課税世帯、町民税均等割世帯の妊婦、産婦、乳幼児のかたは申請により粉ミルクの無料支給が受けられます。支給期間は次のとおりです。

○インフルエンザ予防接種の料金は次のとおりで、料金は一回ごとに徴収します。

○乳児（三か月～一歳未満）五十円

○未就学児（一歳～六歳未満）六十円

○おとな（十五歳以上）百二十円

●保護世帯は無料です。（印鑑を御持参ください）
●つり銭のないようお願いいたします。
●二回式です。二回受けなければ効果はありません。必ず二回受けてください。

種 別	実 施 日	対 象 者	料 金
種 痘	接種 毎月第二土曜 検診 毎月第三土曜	生後二か月以上 二歳未満	三十円
B C G	毎月第一・三土曜	生後二か月以上	四十円
ツベルクリン	B C G接種二日前 木曜	生後三か月以上	二十五円
インフルエンザ	毎週土曜	生後三か月以上	六十円・七十円 百円・百三十円
百日せき	十一月から毎月第四土曜	生後三か月以上	五十円 六十円
ジフテリア	十一月から毎月第四土曜	生後三か月以上	六十円

●受付時間は午前九時から十時三十分まで。（時間厳守）

水の検査、定期的に検便を行なう。

二 菌がついても増殖の時間を与えないこと。それには……なま物はすぐに調理して食べ残さないこと。特に出前されたスシはすぐ食べる。各種集会所の仕出し類はその場で食べ、持ち帰らない。

三 すぐに食べないものは、増殖しないよう冷却するか加熱して菌を殺す。それには……冷蔵庫中段の温度をセツシ五度以下にし、加熱するものは中心部まで熱をととし、煮かえしを信頼してはいけません。

母子保健教室開催

よい子を育てるおかあさんがたのために母親学級の形式を短縮して講義と映画を行ないます。

日時 十月二十三日午後一時
場所 役場第一会議室
対象者 妊娠中のかた。これから結婚されるかた。持参のもの 母子健康手帳、スリッパ。

育児家族計画相談

どこの赤ちゃんも元気で育つようにたがび健康相談をしましょう。またおかあさんになるかたは健康状態を考慮してよりよいときに家族に喜んで迎えられるように出産を計画しましょう。

日時 十月四日（水）
二十日（金）

対象者 生後三か月目、五か月目、お誕生の赤ちゃん
場所 役場
担当 小児科医師、保健婦、栄養士、家族計画指導員
持参のもの 母子手帳、スリッパ。

精神衛生相談のお知らせ

こころの悩みやこころの病いをお持ちのかた、精神病患者をお持ちの家族のかたがたのために、最近の新しい精神医学の立場から精神科専門医師による相談を毎月第三金曜日に開催しています。

今月の相談日は次のとおりです。

○とき 十月二十日（金）午後一時～二時三十分

府中保健所
電話 〇四二三（六二）
二三三四六

職員募集

狛江町では、次の要領で職員を募集します。

職種 一般事務職員五名、土木関係技術職員二名、保母十名、栄養士一名、給食作業員一名、用務員二名、保健婦一名
資格 一般事務職員および技術職員は高校卒業以上
待遇 六か月間見習後、正規職員とする。（給食作業員、用務員は除く）
給与 当町給与規定による。
提出書類 履歴書（写真添付）
保母、栄養士、保健婦は資格証明書。

応募期間 十月十五日までに総務課人事係へ。

※ただし一般事務職員および技術職員以外は来年四月一日から勤務開始になります。

狛江町助役任期満了

狛江町助役林朝門氏は、このたび任期満了により、退職されました。

今月の相談

■人権身の上相談

日時 十月十九日（木）
午後一時から四時

場所 役場
担当 人権擁護委員
本領信治郎氏
吉原 隆次氏

■行政苦情相談

日時 十月二十日（金）
午後一時から四時

場所 役場
担当 行政相談委員
宮崎 武雄氏

■育児・家族計画相談

日時 十月四日（水）
二十日（金）

二十日（金）
午後一時半から二時半

場所 役場
担当 医師、保健婦、栄養士
家族計画指導員

■法律相談

日時 十月十二日（木）
二十六日（木）

場所 役場
担当 弁護士 毛利 秀之氏

■資産税相談

日時 十月五日（木）
十月十五日（木）

場所 役場
担当 武蔵府中税務署資産税相談官